

昭和二十三年六月三十日印刷
昭和二十三年七月一日発行
国家消防 荒井 茂司君
本部長官
参議院事務局
印刷局 印刷局
（一四〇）

（第一部）

第二回 参議院治安及び地方制度委員会會議録第九号

昭和二十三年四月七日（水曜日）午前十一時五十八分開會

本日の會議に付した事件

○警察法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

○委員長（吉川末次郎君） これより委員會を開會いたします。

本日は、警察法の一部を改正する法律案の審議にこれより入りたいと存じます。まず國家公安委員會の警察本部長官である齋藤政府委員より提案理由の説明をして貰うことにいたします。

○政府委員（齋藤昇君） 只今御審議に上程せられました警察法の一部を改正する法律案につきまして、便宜私から御説明を申し上げます。警察法は施行になりましてから一ヶ月にしかたらないのでございしますが、その後の施行の状況等に鑑みまして、この度國家公安委員會の地位を高めますと共に、市町村の公安委員の職務の一部につきまして、その範圍を明確にいたす必要が生じたので、本案の提案をいたしましたよう次第でございます。

その第一點は、警察法の第九條におきまして、「委員は檢察總長の傳給に準ずる報酬を受ける。」というところに現行法は相成つておるのであります。が、本法制定後法務總裁の職務が設けられました關係からいたしまして、國家公安委員會は法務關係の最も上位にある國家機構の構成者と同様の報酬を拂ふ必要があるという見地からいたしま

して、これを「法務總裁の傳給に準ずる」云々というように改正をいたしたいと思つております。第二點は、同じく第四十八條におきまして、市町村の警察長は、市町村公安委員會に定める基準によりまして、市町村の警察職員を任免することになつておるのであります。が、この公安委員會の定める基準と申しますものは實際漠然としたものでありますので、これを市町村公安委員會の承認を得て、市町村の警察職員を任免するということにより改正いたしたいと存するのであります。これによりまして市町村公安委員の職務の範圍が明確になりますのみならず、警察の民主化の根柢であります人事につきましては公安委員會の承認を得るということ、民主化の根本に更に副う所以である、かように考えた次第でございます。

どうぞ十分御審議を頂きまして、適當なる御決議を願いたいと思つ次第であります。

○委員長（吉川末次郎君） ちよつと速記を止めて下さい。

○委員長（吉川末次郎君） 速記を始め下さい。苦米地内閣官房長官がお見えになりましたが御多忙ですので、只今の齋藤長官の提案理由の説明に關連いたしました、先ず内閣官房長官に對する御質疑がありましたら、先に官房長官に對して御質疑願いたいと思ひます。官房長官に對して御質問ありませんか。

○岡本愛祐君 私ハ國家公安委員會が極めて重要な職務に當つておられるという事はよく承知しております。併し法務總裁は、現在の制度におきまして、國務大臣を以て充てることになつております。而も法務總裁の方はこの國家公安委員會よりも範圍の廣い重要な事務を擔山お持ちになつておられる。國務大臣として國會に出てゐる。御答辯なさる。まあ一つずつの職務の重要性を取上げて見れば、それは國家公安委員會でやつておられる仕事も法務總裁でやつておられる仕事も、重要性においては甲乙はないと言へますが、その職務のバリエイティ、範圍におきましては、非常に法務總裁の方が廣く、又その負擔については非常に御苦勞であらうと思つてあります。それがこの國家公安委員會がそれと同じ傳給であります。待遇にやありませんけれども、傳給を受けられるということも少し行き過ぎじゃないかという氣もするのであります。殊に公安委員會は五人おつて、責任もそれだけ……五分の一というわけではありせんけれども、法務總裁より軽い。法務總裁は今申しましたように國務大臣で兩院に出られ、その他非常に職務負擔が重い。進ずるのではありませんけれども、その傳給を準ずるという事は少し行き過ぎではないかと私は國家公安委員長であればまだ納得ができるのであります。が、他の委員長外の四人も同じ傳給を受けるといふことは少し行き過ぎじゃないかと考えます。これについて官房長官からお答を願ひます。

○國務大臣（吉米地義三君） 只今の御説は一應御尤もでございます。政府でもその點を最初考へて立案したのであります。が、やはりこの國家公安委員會の性格が、非常に重く又重くしなければならぬという點からいたしまして、他の國の例も參照いたしまして、それで非常に重要な性格に鑑みて、報酬もそれに準じてやる方がよろしかろう、こういうことで、比較問題なんですけれども、この場合、この方が妥當であらう、こう考へて提案したのであります。別に非常に大きな根據があるわけではございませんが、苟くも法治の最高機能でありますので十分にやろうというので、こういうことになつたに外ならないのであります。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○委員長（吉川末次郎君） 他に御質問ございませんか。

○鈴木直人君 私の質問は官房長官に對する質問としては少し細か過ぎるかも知れないと思ひますが、お耳に達して置まして、事によりましては政府委員から御説明を伺つてもよろしいと思つております。今度の改正案の第二の點であります。この要點は市町村警察長が市町村警察に勤務するところの職員を任命し又は罷免する場合に、市町村公安委員會の承認を得てこれをを行ななければならぬという事に關連するわけでありまして、市町村警察の職員でありますから、市町村の警察吏員だけではない。刑事、警部、警部補、巡查部長、巡査

というふうな警察吏員だけでなく、更にその他の技術官或いはタイピスト或いは給仕、雇、そういうところまで包含されるのが職員であります。そうしますと、そういうところの職員を任免する場合に一々市町村公安委員會の承認を得るということは相當煩雜であつて、無駄なことに考へられる場合もありはしないか。こう考へてゐるのであります。そうしてそれよりはむしろ豫め市町村公安委員會において、市町村警察長が警察職員を任免する場合におけるところの基準を作つて置いて、例えは警察署長がその都度公安委員會の承認を得るか、或いは警部補以上はその都度承認を得るか、或いは書記とかタイピストとかいうような者は警察長だけで専決できるとか、そういうような相當詳細なところの任命、罷免の基準を公安委員會が決める。警察長が決めるのではなくて、公安委員會が豫め標準を決めて置く。そうしてその決めて置いた標準によつて、その都度市町村公安委員會の承認を受けるか或いは専決するかというふうなことを決めて置くことが却つて妥當ではないかというように考へまして、實は參議院にいたしましては「市町村公安委員會の定める基準により」というように修正をお願いいたしましたわけでありまして、現實に即應するといふ意味において修正をいたしましたのであつて、これをいわゆる官僚化するといふ意味において、又市町村公安委員會というものの機能を輕んずる、或いは有名無實のものにする

と云々というように改正をいたしたいと思つております。併し法務總裁は、現在の制度におきまして、國務大臣を以て充てることになつております。而も法務總裁の方はこの國家公安委員會よりも範圍の廣い重要な事務を擔山お持ちになつておられる。國務大臣として國會に出てゐる。御答辯なさる。まあ一つずつの職務の重要性を取上げて見れば、それは國家公安委員會でやつておられる仕事も法務總裁でやつておられる仕事も、重要性においては甲乙はないと言へますが、その職務のバリエイティ、範圍におきましては、非常に法務總裁の方が廣く、又その負擔については非常に御苦勞であらうと思つてあります。それがこの國家公安委員會がそれと同じ傳給であります。待遇にやありませんけれども、傳給を受けられるということも少し行き過ぎじゃないかという氣もするのであります。殊に公安委員會は五人おつて、責任もそれだけ……五分の一というわけではありせんけれども、法務總裁より軽い。法務總裁は今申しましたように國務大臣で兩院に出られ、その他非常に職務負擔が重い。進ずるのではありませんけれども、その傳給を準ずるという事は少し行き過ぎではないかと私は國家公安委員長であればまだ納得ができるのであります。が、他の委員長外の四人も同じ傳給を受けるといふことは少し行き過ぎじゃないかと考えます。これについて官房長官からお答を願ひます。

○國務大臣（吉米地義三君） 只今の御説は一應御尤もでございます。政府でもその點を最初考へて立案したのであります。が、やはりこの國家公安委員會の性格が、非常に重く又重くしなければならぬという點からいたしまして、他の國の例も參照いたしまして、それで非常に重要な性格に鑑みて、報酬もそれに準じてやる方がよろしかろう、こういうことで、比較問題なんですけれども、この場合、この方が妥當であらう、こう考へて提案したのであります。別に非常に大きな根據があるわけではございませんが、苟くも法治の最高機能でありますので十分にやろうというので、こういうことになつたに外ならないのであります。どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○鈴木直人君 私の質問は官房長官に對する質問としては少し細か過ぎるかも知れないと思ひますが、お耳に達して置まして、事によりましては政府委員から御説明を伺つてもよろしいと思つております。今度の改正案の第二の點であります。この要點は市町村警察長が市町村警察に勤務するところの職員を任命し又は罷免する場合に、市町村公安委員會の承認を得てこれをを行ななければならぬという事に關連するわけでありまして、市町村警察の職員でありますから、市町村の警察吏員だけではない。刑事、警部、警部補、巡查部長、巡査

というような意向は毛頭ないという、我々修正する場合の考え方をはつきりここに申上げて置きたいと思ひます。ただ零細なる職員までも一々承認を得るという事は非常に事實不便の點がら多いであらうという観點から、事務的にこれを修正したしたのであります。この承認を得るという場合に、どの點まで公安委員会が承認をするか。或いはタイピスト等の任免まで一々全部市町村公安委員会が承認するという意味におけるところの「承認を得て」ということであるかどうか。この點を尋ねたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 鈴木委員の御意見は誠に御尤と思ひます。公安委員会の承認を得ると申しますことは、只今御意見の通りであります。併しなから給仕でありますとか或いは書記でありますとかいふような職員等につきましては、これは公安委員会の見るところによりまして、警察長に事前に包括承認を與えて置く。それで弊害がない。よろしいという公安委員会の意見であれば、さうに包括承認を與えるという事は違法ではないと考へておきます。恐らく市町村警察長が公正に職務を行うといふことを信任して公安委員会が任命するのでありますから、さういふ些末な點に至りましては、さういふような包括承認という事は事實行い得ることだと考へます。

○黒川武雄君 この第九條の改正は、私は非常に政府として大出来だと讃辭を呈します。官房長官は大した理由はないとか、根據がないとおつしやつたけれども、それに非常に残念な答辯なんです、非常に根據があると思ひます。と申しますのは、民間人からいきなり

大臣待遇の公安委員を任命する、こういうことは私は官尊民卑の思想の打破に非常に有益だと思ひます。こういうことはどんなにさる方がいい、こう思ひますが、多分お言葉の足りなかつたところだらうと思ひます。官房長官のお氣持をもう一遍伺ひます。

○國務大臣(吉米地義三君) 私の申上げましたのは、何も法律的は根據を持つて言つたわけではないのです。ただ公安委員の性格の重要性を考へまして、さうしてこの待遇をそれに副うようにしたい。もとより非常に重要な仕事を扱つておる、こういうことには間違いないのであります。その點を申上げて置きます。尙只今鈴木委員のお話にありました點は、これは公安委員の非常な重要な役目、職責によりまして、運用上の關係で調整ができるだらうと思ひます。要は民主的にこの法を運営するといふところが眼目でございまして、その點どうぞ御了承願ひたいと思ひます。

○委員(長吉川末次郎君) ちよつと私から苦米地さんにお尋ねしたいと思ひますが、先程の岡本委員の質問に對する御答辯の中に、第九條の改正については外國の例等によつてこのように直したいといふようなお話があつたのであります。その外國の例といふのが、これを審議いたしますのに非常に參考になるだらうと思ひますので、それを一つ御説明を願ひたいと思ひますが、私黨閣にしてよく存じませんが、アメリカでアトリー・ゼネラルといふのが日本で検事總長と譯したり、又法務總長なんかとも譯しておるわけでありまして、アトリー・ゼネラルといふのは非常に地位が高いもの

だといふことは承知いたしておるのであります。公安委員は何といひますか、ポリス・コミッショナーとなると思ひますが、さういふ高い待遇をアメリカにおいても受けておるものであるか、又ヨーロッパ大陸の諸國においてもポリス・コミッショナーといふものがさういふ高い待遇を受けておるかといふことについての御事例を御教示願ひたいと思ひます。

○國務大臣(吉米地義三君) 私の申上げたのは、アメリカの國にあるといふことを申したのでなくて、何か州にあるように聞いております。さうしてそのことがこの法案に採入れられた參考資料になつておるわけでありまして、それからそれと別個に公安委員の重要性に鑑みまして、報酬の點はその方の意味からこれを重く見る、こういうふう

に申したつもりなんです。

○中井光次君 私はちよつと警察法改正のこの二條以外に警察法を改正せられるにあるならば、昨日衆議院を海上保安法案が通過いたしましたのであります。海上保安法案といふものはかねて研究されておるのであつて、従前に我々が警察法を審議した際に、水上警察の問題についても、當委員会いたしましたのは非常に詳細な研究をいたして、或る意見を述べたのであります。その際に、海上保安法案が審議せられるのと併行して水上警察の問題については解決をするので、そのときまで延期をするといふように伺つておつたと思ひます。今回はこの二條だけの修正であつて、水上警察に關する問題は何ら觸れておらないといふことにつきましては、残される一つの問題を放擲したように思ひ

のであります。この點は如何なるものであります。か、どういふ御見解をお持ちにおいでになりますか、伺ひたいと思ひます。昨日の海上保安法案によりましては、或る程海上沿岸に對する日本の法制の統一をいたすといふことについては、十分に了解ができたのでありますけれども、その部分につきましては多少の意見はありますが、水上警察と海上保安との間において、極く近海においてはダブつてお互いにやるといふことによりまして了解をいたしましたけれども、その他の部分、例えば安道湖であるとか、琵琶湖であるとか、八郎湖、霞ヶ浦とか、こゝろ水面につきましては、これは全然海上保安に關係しないことに明瞭になつておるのであります。それらの部分につきましては水上警察の取締につきましては、やはりこゝろ機會において、適正なる處置を取つて置くことが適當ではないかと考へております。然るに本法案には單に二條で、残された一つの問題を取扱われ

ておらないといふことにつきましては甚だ遺憾に思ひます。ありますが、どういふお考えでありますか、伺ひたい。

○政府委員(齋藤昇君) 水上警察のことにつきましては、先日の海上保安法の御審議の際に御答辯をいたしたような次第であります。海上保安法ができまして、海上における警察は原則として海上保安法が行ふといふことになつておりますから、勿論陸の勢力範圍と認められる範圍内において、陸の警察の必要とする限度においては従前の水上警察も存置をいたしたいと考へておるのであります。これは只今とい

たしましては現行法の運用でやつて参りたいと、こゝろいふに政府としては考へておるのであります。御指摘の淡水、潮水面における警察につきましては、尙考ふる餘地があると思ひますが、只今といたしましては、現行法の運用によつてやつて参りたいと考へております。

○委員(長吉川末次郎君) 吉米地長官は非常に御多用のようでありまして、先ず長官に對する御質問がありまして、先に一つして頂きたいと思ひます。

○阿竹晴次郎君 この第九條ですが、くどくなるようですが、官房長官は他との比較において重大なる職務であると言われましたが、さうなると法務總裁よりも公安委員の方が重大なる職務であるといふように御解釋になるのであります。それよりも他に根據があるのじやないでしょうか。公安委員を法務總裁と同じにせんならんといふことは、法務總裁よりも重大なる職務であるといふことに解釋されるのであります。

○國務大臣(吉米地義三君) そのことは、先刻申上げましたように、まあ根據といひましても、先程こちらから言われましてけれども、別に法的な根據を持つといふわけではありませんが、その特殊な重要性に鑑みて、比較上こゝろいふ待遇をするのが妥當だと、こゝろいふに考へるから出したのであります。その點何かに別に御疑問でもございまいしうか。

○阿竹晴次郎君 特殊なと言われますと、それは特殊でございまいしうけれども、そんなことを言ひ掛けたら切りはないので、とにかく職務の重大性と

は國家警察に必要といふ必要かも知が各縣で採られておりませんから、非

しては缺點があるから水上警察について

と申しますのは、民間人からいきなり
ラルというのは非常に地位が高いもの
たる一つの問題を放擲したように思う
るのであります。これは只今とい
はないので、とにかく職務の重大性と

いうことと比較されたとした
ならば、法務總裁よりも公安委員の方
が重いか上上げたということなのでし
ようか、即ち俸給で職務の重大さを表
現しておるというような御説明のよう
に解釋するのですか……

○國務大臣(吉米地蔵三君) これは職
務の鈎合からいって、最高の地位に
あるということを考へまして、それで
法務總裁というのと先ず同じ待遇をす
るのが妥當だと、こういうふうに思
つておりました、その外には別にない
と思つておりました……

○阿竹齋次郎君 職務の重大さ、その
職務そのものがものを言うておるので
あつて、取上げて俸給なんかでその裏付
けせんならん必要もないと思つてお
す。俸給で裏付けすることもありますが
が、要するに俸給だけが全部じゃない
と思つておりました。とにかくその地位その
ものが問題なんです。私は岡本さんの
御質問と同じように、法務總裁よりも
上げんならんとするようには理解はで
きない。

○鈴木直人君 この改正の條文に直接
關連はなからありますが、警察法の
改正でありますから、この際官房長官
の御意見を承つて置きたいと思つてお
ります。それは同法の第五條に、國
家公安委員会は、衆議院、參議院の同意
を経て内閣總理大臣がこれを任命する
ということになつておるのであります
。私の御質問申上げんとするところ
のものは、この兩議院の同意を経ると
ころの手續についてであります。先般
國家公安委員會の第一回の任命があ
り、それに先んじて兩議院の同意を経
たのであります。その同意を経る
際におけるとこの政府の手續は施行

されんとする極めて直前でありまし
て、兩議院をいたしまして、十分にそ
の履歷その他重要な、只今御吟味に
なりました検事總長よりも重大であ
り、法務總裁と同様に重大である、同
じような重大さを持つものであるとい
う、この國家公安委員會の審議に當つ
て、その履歷、或いは本當に國家公安
委員會の委員として適任であるかどう
かというようなことを十分に審議する
餘裕がなかつたわけでありました。従つ
てこの委員會におきまして何ら審議
することなく、直ちに本會議において
議決せざるを得ないような状態になり
まして、本委員會として相當不
満を實は持つておるわけでありました。
今後同意を経る際におけるとこのや
り方につきまして一つ御意見を承わり
たいと思つておりました。

○國務大臣(吉米地蔵三君) 只今のお
説は至極御尤もです。できるだけ餘裕
を以て提案をするようにいたしたいと
思つておりました。○岡本愛祐君 官房長官にも一つ警
察法につきまして伺いたいことがあり
ます。それはこの警察法施行に當りま
して附則第九條であります。「この法
律施行の際又はこの法律施行後新たに
市町村が警察の責に任ずることとなつ
た場合」、つまり自治體警察の設立に
當つては、「現に警察の用に供する國
有財産及び都道府縣財産又は國及び都
道府縣の所有に屬する物品で國家地方
警察に必要なもの、市町村警察に
必要な場合は、無償でこれを當該市町
村に譲與するものとする。」という
規定があるのであります。これは例で
申しますと、廣島市なら廣島市、松山
市なら松山市の今までの警察署、これ

は國家警察に必要といへば必要かも知
れませんが、松山市の中央にあり
ます。そういう警察署は、自治體警察
についてこそ非常に必要なものであり
まして、國家地方警察におきましては
松山市の中央にも管轄しないので、
その周圍の村落方面を管轄するのであ
りますから、その廳舎は必要であるとい
へば必要かも知らんけれども、不必
要の方が近いと私は思つておりました。
そういうところを視察して見ますと、
それは必要だからというので國家地方
警察において取つてしまつて、それで
自治體警察は新たにどこかに敷地を見
付け、新たに廳舎を建ててやらなければ
ならない。當分の間は國家地方警察が
從來通り使つておる二階などを改造し
てそこに同居したりする。こういう状
況であります。これはこの九條の趣旨
からいふと字句だけ見ますと、確かに
國家警察が必要だといへば必要なので
ありますけれども、精神からいふと、
そういう都市の中央にありましような
警察廳舎は、これは自治體警察に本當
に必要なものでありまして、國家地方警
察は別に建てればよいと思つておりました。
現在の地方財政の非常に逼迫をして
おる状況、そういうところから見まし
て、この自治體警察が新たにそういう
廳舎を仕方がないから建てるといふ場
合は、國家が全額補助するといふ方針
をお探りになるようでありまして、又
それは是非探つて頂きたいと思つてお
ります。そういうことをするならば
自治體警察に從來の廳舎はやつ
てしまつて、國家警察の方で新たに適
當な外の場所に廳舎を建てられればい
いと思つております。そういう方針

が各縣で採られておりませんから、非
常なそこに自治體警察の方では不平が
あるものであります。又市當局の方では
非常にその點が不平なんです。そんな
ことでは端りが當初においてできてお
りますから、自治體警察と國家地方警
察との心からの連繫というものはでき
にくいと思つておりましたが、この點
について御見解を承りたいと思つてお
ります。

○委員(吉川末次郎君) ちよつと今
日の法律案とを比べると……
○岡本愛祐君 折角おいでになつてお
りますから一應……

○國務大臣(吉米地蔵三君) 私は常識
の上から御返事申上げたのですが、
國家警察ができて、その都市の警察と
いふものが又別にできます。従つて都
市には國家警察というものが必要でな
い。併しながらその地方の中心的な警
察といふものは要るだろうと思つてお
ります。そうすると、その市の中に二つと
か三つとかある警察署は、一つだけは
國家で保有する。他のものは委譲する
といふようなことは、實際の話し合いで
その邊の調整がとれるといふふうな感
じを持ちますが、尙御説のようなこと
は運用についてよく一つ適切に行くよ
うに注意するようにいたします。

○委員(吉川末次郎君) 尙本法案に
ついて苦米地官房長官に御質問があり
ましたらこの際願ひます。なければ政
府委員にその他のことにつきまして御
質問の御開陳を願ひます。
○中井光次君 先程齋藤本部長のお答
がありました。現行法の運用におい
て水上の警察については適切にやると
いうお話がありますが、當時審議の結
果、現行法即ちその時の原案におきま

しては缺陷があるから水上警察につ
てはお互いに協力をして、或いは水上警
察に關する船とかいろいろ設備を持
つておるところに主力を注いでやると
いう工合に、法律を變えてはどうかと
いう意見でありましたのであります
が、現行法でさうな點は果してどこ
の點で調整されますか、一應御説明願
ひたいと思つておりました。

○府政委員(齋藤昇君) 恐らく前に政
府委員の答辯をいたしましたときに
は、海上保安廳法案がまだ固まつてい
なかつたのであらうと思つておりました。
當時といたしましては海上保安廳にど
の程度職務が吸収されるか不明瞭であ
りました。むしろ現在と多少變つた形
で考えられておつたので、先般提案に
なりましたような海上保安廳の制度に
なりますと、こちらの法律にその關
係を書きますることが、左程必要では
ないじゃないかというふうな感じを持
つのであります。今後の運用によりま
して更に考えなければならん點が生じ
て來るかも知れませんが、若しさう
なことになりましたら、その際に我々
といたしましては善處いたしたいと思
ひます。

○中井光次君 只今のお答の部分、即
ち沿岸水域の問題につきましてはその
御説明で私は了得いたしました。今後の
推移を見て然る後處すべきであると思
ひます。先程私が擧げました湖面の
問題につきましてはどのようにお考え
になつておられますか。
○政府委員(齋藤昇君) 湖面につきま
しては端的に申しますと、自治體警
察と國家警察と兩方に跨つておる湖
面があります。關係からして、これは規
定ができればその方が望ましいと思

第二節 治安及び地方制度委員會會議錄第九 昭和二十三年四月七日【參議院】

ております。従いまして今後或いは他の部分につきましても、警察法の改正を御審議願う機会があるのじやないか、さような際に考えたとい、かように考へております。

○鈴木直人君 只今中井委員からの御質問の水上警察に關する點であります。が、これは例えば山口縣のごときは、下關のような自治體警察を布かれておるような都市の水面におきましても、國家警察でやつておるわけです。縣内におけるところの水上を二つに分けて、そうして根據を下關と柳井、その二ヶ所に置きまして、そうして國家警察が全部自治體警察の布かれておるところの地先水面も、國家警察の地先水面も、全部二つの水上警察においてやつておるのであります。實情を見ますといふと、そこには非常に密航も多く、或いは密輸も多いというやうなことであります。やはりそういうやうな組織を持つた方が實情に即したやうに觀察して來ております。又その他の地方におきましては、自治體警察の地先は、自治體警察の水上署がやつておるところもあるわけでありまして、従いまして全國を通じて、水上警察は臨機應變的に現存國家警察が受持つたり、或いは自治體警察が受持つたりいたしております。いずれ何らかの法制的な措置が海上保安廳法案と同時にあるであらうというやうなことを期待しつつ、現在仕事をしておるという實情のようには承つておるのであります。が、従いまして法的措置が必要であるならば、その措置をするというやうな形をなすだけ早くするか、或いは法的措置を必要としなければ、やはり一定の方針を確立するといふやうなことを

が、今度の海上保安廳の發足と同時にやつて置く必要があると思ひます。ので、中井委員の御意見に私の意見も加えて申上げて置きたいと思ひます。

○政府委員(齋藤昇君) 海上の警察の今後のやり方でありまして、これは海上保安廳の際に私から御質問にお答をしたのであります。が、今後海上保安廳ができました場合には、國家警察として水上警察を持たない、こゝういふ方針で参りたい。さういふ方針を決めておる次第であります。

従いまして水上警察を持しますのは自治體警察、かようにいたしたいと思つております。水上警察署という別個の組織を持しますのは、自治體警察だけにしたい。國家警察は水上署という特別の署を設けない。こゝういふ形であります。

○委員(吉川末次郎君) 他に御質問がなければ討論採決に入りたいと思つております。が、御質問は別にございませぬか。……それではちよつと速記を止めて。

〔速記中止〕

○委員(吉川末次郎君) 速記を始め。御質疑がなければ討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませぬか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(吉川末次郎君) 御異議がないものと認めまして、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと存じます。……御意見がなければ直ちに採決に入ります。それでは警察法の一部を改正する法律案を可とされる方は御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○委員(吉川末次郎君) 議員起立と認めます。従つて本案は可決することに決定いたしました。

尙本會議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四條によりまして、豫め多數意見者の承認を得なければならぬことになつております。これは委員長におきまして、本法案の内容、本委員會における質疑應答の要旨、表決の結果を報告いたすこととしたしまして、御承認を願ふことに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(吉川末次郎君) 御異議がないものと認めます。尙本院規則第七十二條によりまして、委員長が議院に提出いたします報告書については、多數意見者の署名を附することになつております。……どうぞ可とせられました方は、順次御署名をお願いすることにいたします。

〔多數意見者署名〕

○委員(吉川末次郎君) それでは御署名を願ひつつ散會いたします。

午前十一時四十八分散會

出席者は左の通り。

委員長 吉川末次郎君

理事 中井 光次君

委員 鈴木 直人君

羽生 三七君

村尾 重雄君

奥 主一郎君

大隅 憲二君

黒川 武雄君

岡本 愛祐君

柏木 康治君

駒井 藤平君

國務大臣 阿竹齊次郎君

國務大臣 吉米地義三君

政府委員 國家地方官 齋藤 昇君

察本部長官

四月六日本委員會に左の事件を付託された。(尙豫備審査のための付託は四月五日)

一、警察法の一部を改正する法律案(第三十一號)

警察法の一部を改正する法律案 警察法の一部を次のように改正する。

第九條中「檢事總長」を「法務總裁」に改める。

第四十八條中「市町村公安委員會」の定める基準により「市町村公安委員會」の承認を得て、「に改める。

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。